

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合には、基礎課税額は、61万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>7 <u>令和6年</u>3月31日までの間、第3条第1項第1号中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（<u>以下この条において「後期高齢者支援金等」という。</u>）及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、<u>同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>7 <u>平成36年</u>3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（<u>以下「後期高齢者支援金等」という。</u>）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（<u>以下「後期高齢者支援金等」という。</u>）及び同法の規定による病床転換支援金等（<u>以下この項</u>において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、<u>「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項及び第21条の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。